



令和4年12月5日

各 位

会 社 名 ジョルダン株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 俊和
(コード：3710、東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営企画室長 岩田 一輝
(TEL. 03-5369-4051)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年12月5日付の取締役会決議に基づき、「定款一部変更の件」を令和4年12月22日開催予定の第43期定時株主総会に付議いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が令和4年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>① <u>変更後定款第14条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>② <u>本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

令和4年12月22日

定款変更の効力発生日

令和4年12月22日

以 上